

## こさいご当地グルメプロジェクト実行委員会 規約―(案)―

### (名称)

第 1 条 本会は、こさいご当地グルメプロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 実行委員会は、市制施行 50 周年を契機に、市民のアイデンティティとなるような「料理」により湖西市の食の魅力を磨き上げ、賑わい創出と経済活性化及び知名度向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「こさいご当地グルメ」の選定に関する事
- (2) 「こさいご当地グルメ」の関係事業者との調整に関する事
- (3) 「こさいご当地グルメ」の定着と普及に関する事
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第 4 条 実行委員会は、第 2 条の目的に賛同する経済団体、関連団体、行政、市民・地域団体等をもって構成する。

- 2 実行委員会の委員は、12 人以内をもって組織する。
- 3 実行委員会には、オブザーバーを置くことができる。

### (役員)

第 5 条 実行委員会に、次の役員を置く。

- 委員長 1 名
- 副委員長 2 名以内
- 監事 2 名

- 2 委員長は、委員のなかから互選により決定する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 監事は委員以外の者から委員長が指名する。監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

### (職務)

第 7 条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定し

た順序により、その職務を代理する。

- 3 委員は、会務を審議し運営する。
- 4 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

- 第 8 条 委員長、副委員長、委員及び監事の任期は、原則として 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(招集)

- 第 9 条 実行委員会は、委員長が招集し、委員長を議長とする。

(議決等)

- 第 10 条 実行委員会は、委員等の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した副委員長、委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専決処分)

- 第 11 条 委員長は、実行委員会を招集する暇がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。
- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを実行委員会に報告し、その同意を求めなければならない。

(ワーキンググループ)

- 第 12 条 第 3 条の事業の円滑な推進を図るため、ワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループに属すべき者は、委員長が指名する。
  - 3 ワーキンググループは、専門的な事項を検討する。
  - 4 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

- 第 13 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を湖西市役所内に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経費)

- 第 14 条 実行委員会の経費は、委託料その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 15 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。